（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十九条の三、第二百十条の十の二、第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式第六号の三、第十四号、第十六号の十九及び第十六号の二十四は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第七号の三、第十五号、第十六号の二十及び第十六号の二十五は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

府　令　・　省　令

○財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（経済産業省令第一号）

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・内閣府・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

別紙様式第二号目次及び同様式目次記載上の注意４中「中間連結損益計算書」を「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」に改め、同様式第２の２の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第２の３を次のように改める。

３（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「(1)　中間連結損益計算書」及び「(2)　中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3)　中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1)　中間連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
（うち貸出金利息）	（×××）	
（うち有価証券利息配当金）	（×××）	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
（うち預金利息）	（×××）	
（うち債券利息）	（×××）	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
経常利益		×××
（又は経常損失）		
特別利益		×××
特別損失		×××
税金等調整前中間純利益		×××
（又は税金等調整前中間純損失）		
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
少数株主損益調整前中間純利益		×××
（又は少数株主損益調整前中間純損失）		
少数株主利益		×××
（又は少数株主損失）		
中間純利益		×××
（又は中間純損失）		

（記載上の注意）

1　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

2　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

4　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。